【画面申請】
初回申請の操作手順（継続検査手続用）

Ｖｅｒ1.4（2025.04.01～）

軽自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

本ドキュメントの内容

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、軽自動車OSS）において、軽自動車OSS申請（継続検査手続）に係る「画面申請」を、軽自動車OSSポータルサイト（以下、ポータルサイト）にて行うための手順を記したものです。

改版履歴

改版日付	ヴァージョン	内容	適用日付
2022.04.01	Ver1.0	初版	2022.04.01
2022.05.30	Ver1.1	動作保証OS、および、動作保証ブラウザの拡張に伴う更新	2022.05.30
2023.01.04	Ver1.2	軽自動車税種別割の納税確認の電子化に伴う修正	2023.01.04
2024.01.04	Ver1.3	自動車検査証の電子化に伴う更新	2024.01.04
2025.04.01	Ver1.4	車検の受検可能期間の拡大に伴う更新	2025.04.01

お問い合わせ先

TEL：050−3364−0800（軽自動車ＯＳＳ専用ダイヤル）

目次

項番	手順一覧	頁番号
1	申請に必要な書類等を準備する	3
2	申請に必要な書類に関する作業が完了したことを確認する	4
3	手続の選択	5
4	利用規約の確認	8
5	申請データの入力	9
6	申請データの確認	20
7	電子署名付与・送信	22

1.申請に必要な書類等を準備する

はじめに、以下の書類をご用意ください。

- **自動車検査証（車検証）**
  自動車を運行するために必要なもので、必ず自動車に備え付けておかなければなりません。
  有効期間の更新等の申請時に提出が必要となります。

必要に応じて、以下の書類を用意してください。

- **現に軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面（例：軽自動車税(種別割)納税証明書）**
  軽自動車税（種別割）の納付が行われていることを市区町村長が証明する書面のことです。
  軽自動車OSSでは、継続検査用のものを指します。
  申請者負担軽減のため、継続検査の申請手続時においては、原則、行政機関等のシステム間で納税状況を電子的に確認することで、本書面の提示を不要としますが、軽自動車税（種別割）の納付後間もない継続検査の申請手続の場合などで、まだ自治体側のシステムに納税情報が反映されていないため、軽自動車検査協会から自治体側のシステムに照会をしても、回答が得られない場合があります。
  そのような場合には、従来どおり、本書面を申請先の軽自動車検査協会事務所等に提示していただければ、手続を取り扱うことができます。

- **放置違反金等の納付等を証する書面**
  自動車の使用者が受けた放置違反金等を納付したことまたは徴収されたことを証する書面のことです。
  放置違反金等の滞納があり、納付の事実が電子的に確認できない場合、放置違反金等の納付等を証する書面の提示が必要となります。

2.申請に必要な書類に関する作業が完了したことを確認する

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

次ページ以降、電子申請書（『継続検査申請書』）の作成へ進む前に、以下の書類（『継続検査申請書』の添付書類）については、承諾等を得てこれらの書類を電子的に取り扱う方が、登録情報処理機関のシステムに登録を完了したことを、ご確認ください。
ご確認いただいたうえで、次ページ以降の操作にお進みください。

- 保安基準適合証
- 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

3.手続の選択

① ポータルサイト（https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp）にアクセスします。
② 「画面申請」ボタンをクリックします。

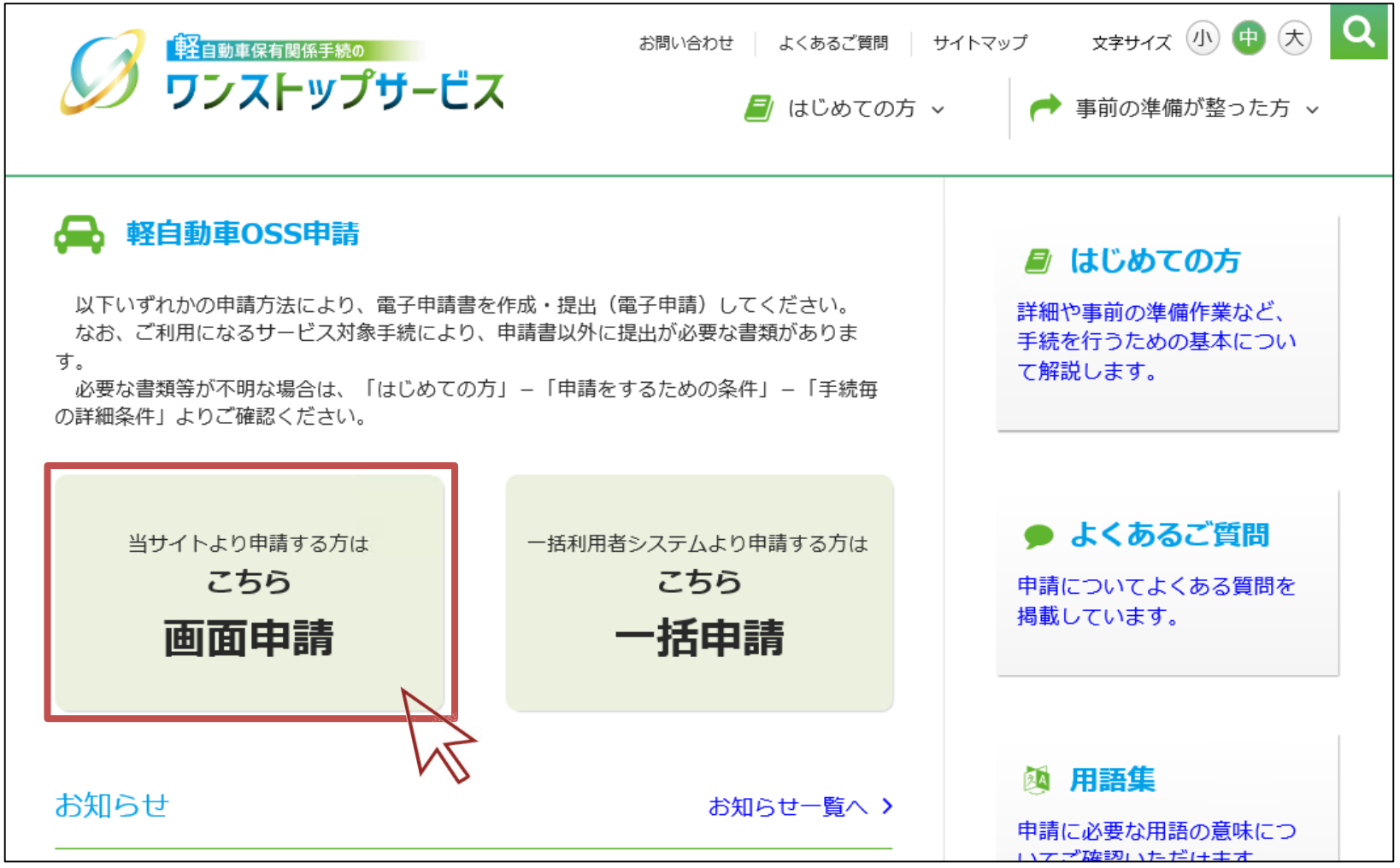

3.手続の選択

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

③　「申請を行う」ボタンをクリックします。

3.手続の選択

④　「「車検」に係る手続」ボタンをクリックします。

4.利用規約の確認

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

① 赤枠[1]をクリックし、**利用規約を確認**します。
② 利用規約の**全ての事項に同意できる場合、赤枠[2]にチェック**を入れます。
③ **「開始」ボタンをクリック**します。

5.申請データの入力

①-1　『継続検査　申請条件および申請者等に関する入力』画面にて、申請内容に応じた値を入力または選択します。

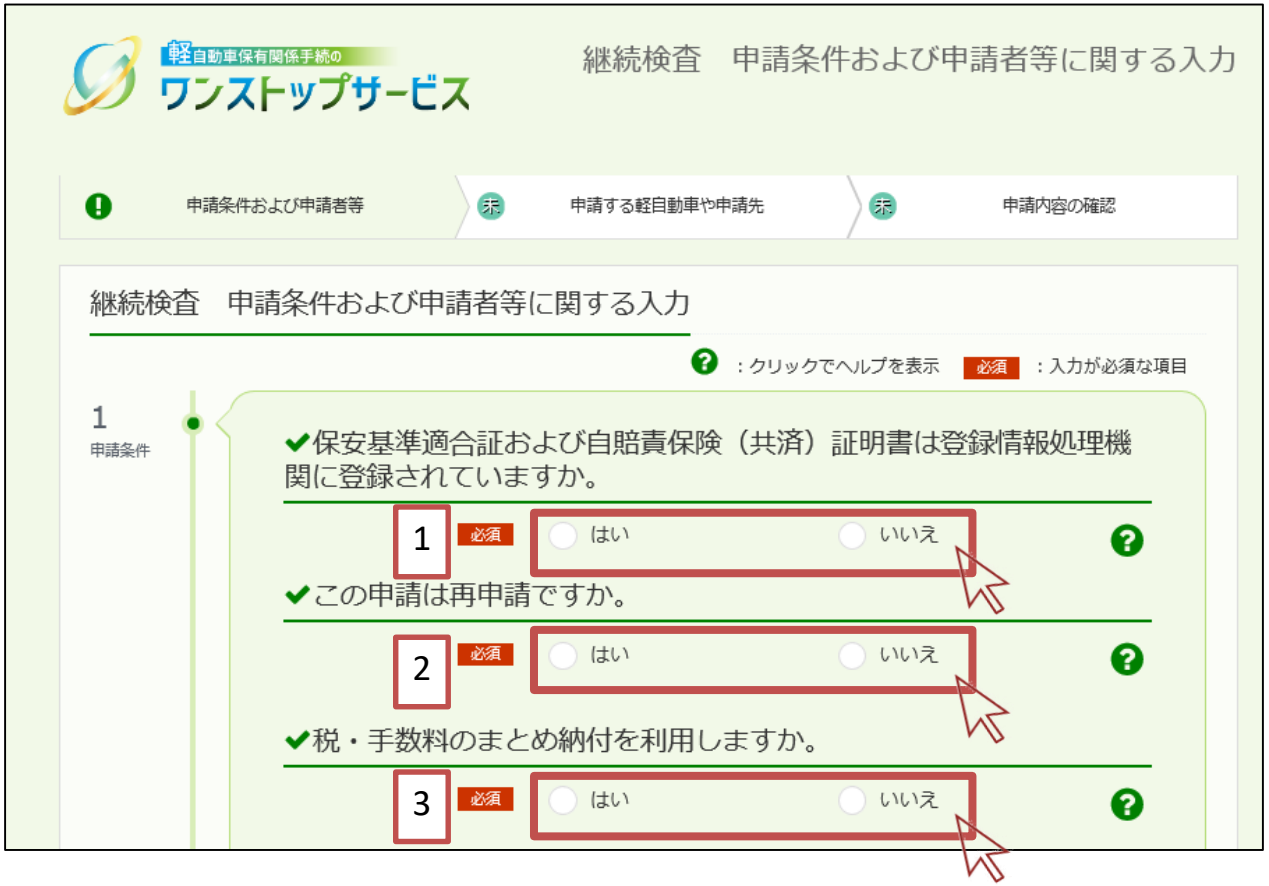

項番	項目	説明
1	保安基準適合証および自賠責保険（共済）証明書は登録情報処理機関に登録されていますか。	登録情報処理機関とは、電子化された保安基準適合証および自賠責保険（共済）証明書等の情報を扱う業務を行う、国に登録された機関です。これらの情報が指定自動車整備事業者や自賠責保険（共済）代理店から登録情報処理機関に軽自動車OSS用として登録される必要があります。
2	この申請は再申請ですか。	以前、この軽自動車についての検査申請を却下されたまたは申請取り下げを行って再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。手数料が再納付不要になる場合があります。
3	税・手数料のまとめ納付を利用しますか。	はい：納付利用者ID（登録制）を発行のうえ、まとめ納付管理ファイルを取得している方のみご利用可能です。 いいえ：個別納付となります。 ・個別納付：税・手数料を、状況照会画面から一件ずつ納付する納付方法のことです。 ・まとめ納付：複数件の申請を行った場合に、まとめ納付画面から、同じ種類の税・手数料毎に、まとめて納付する納付方法のことです。

5.申請データの入力

①-2　『継続検査　申請条件および申請者等に関する入力』画面にて、申請内容に応じた値を入力または選択します。

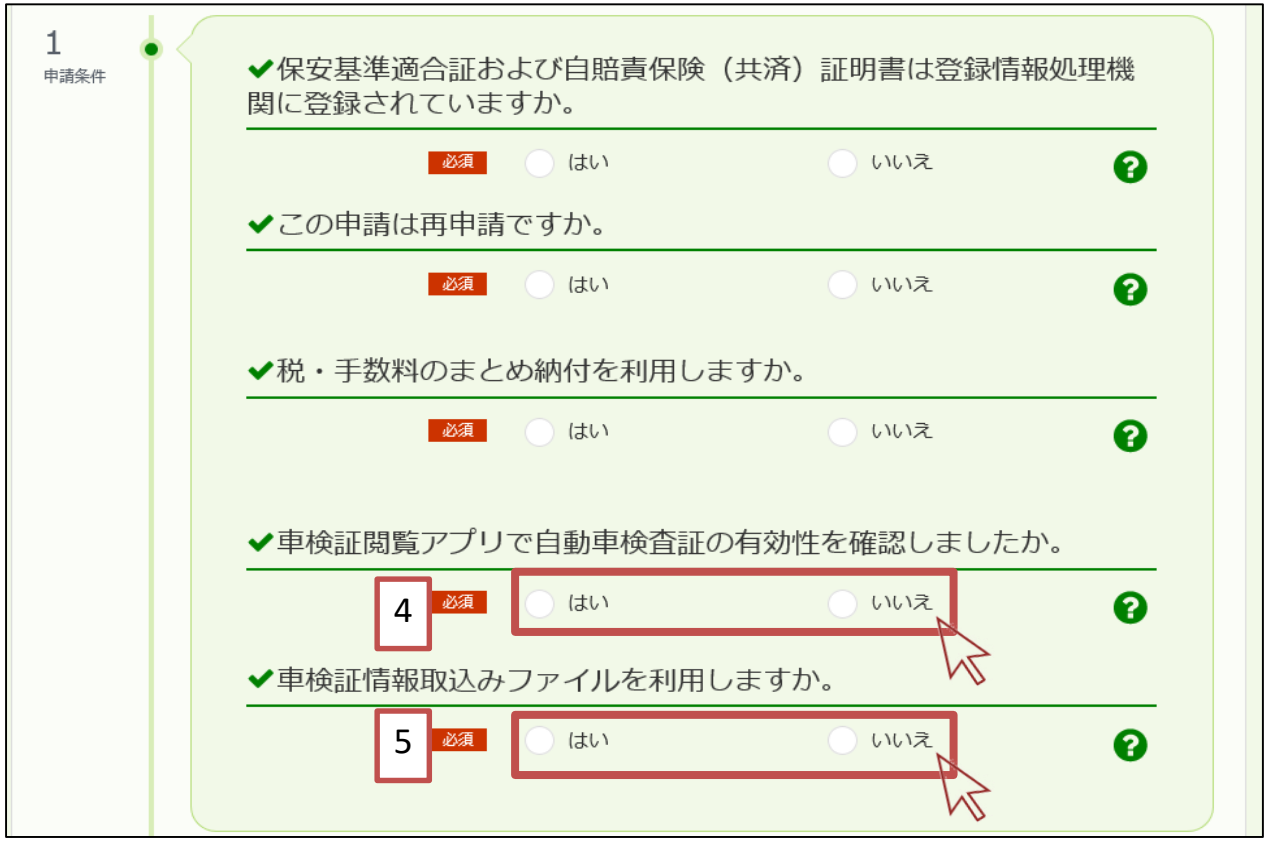

項番	項目	説明
4	車検証閲覧アプリで自動車検査証の有効性を確認しましたか。	お持ちの自動車検査証が以下に該当する場合、無効な自動車検査証である可能性があります。 無効な自動車検査証の場合、継続検査のOSS申請前に、お持ちの自動車検査証を管轄する軽自動車検査協会事務所等窓口において、自動車検査証の再交付申請手続が必要となります。 ・ICタグ内の情報が、車検証閲覧アプリで読み取れない。（ICタグがき損している可能性があります。） ・自動車検査証（ICタグを含む）に、汚損、き損がある。 ・最新の自動車検査証ではない。（最新の自動車検査証ではない場合、車検証閲覧アプリでオンライン照会した際に、無効であることが確認できます。）
5	車検証情報取込みファイルを利用しますか。	車検証閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、「はい」を選択して車検証情報取込みファイルを読込んでください。車検証情報取込みファイルを読込むことで、申請書の記入項目の一部が自動的に設定され入力不要となります。

5.申請データの入力

②-A：まとめ納付を利用しない場合（個別納付の場合）
⇒赤枠[1]の**「いいえ」にチェック**を入れます。
検査手数料・技術情報管理手数料の**納付方法を**以下の赤枠[2]から**いずれかを選択**してください。
・インターネットバンキングによる納付（情報リンク方式）：納付番号等を**入力せずに**納付する方法
・ATMによる納付（オンライン方式）：納付番号等を**入力して**納付する方法

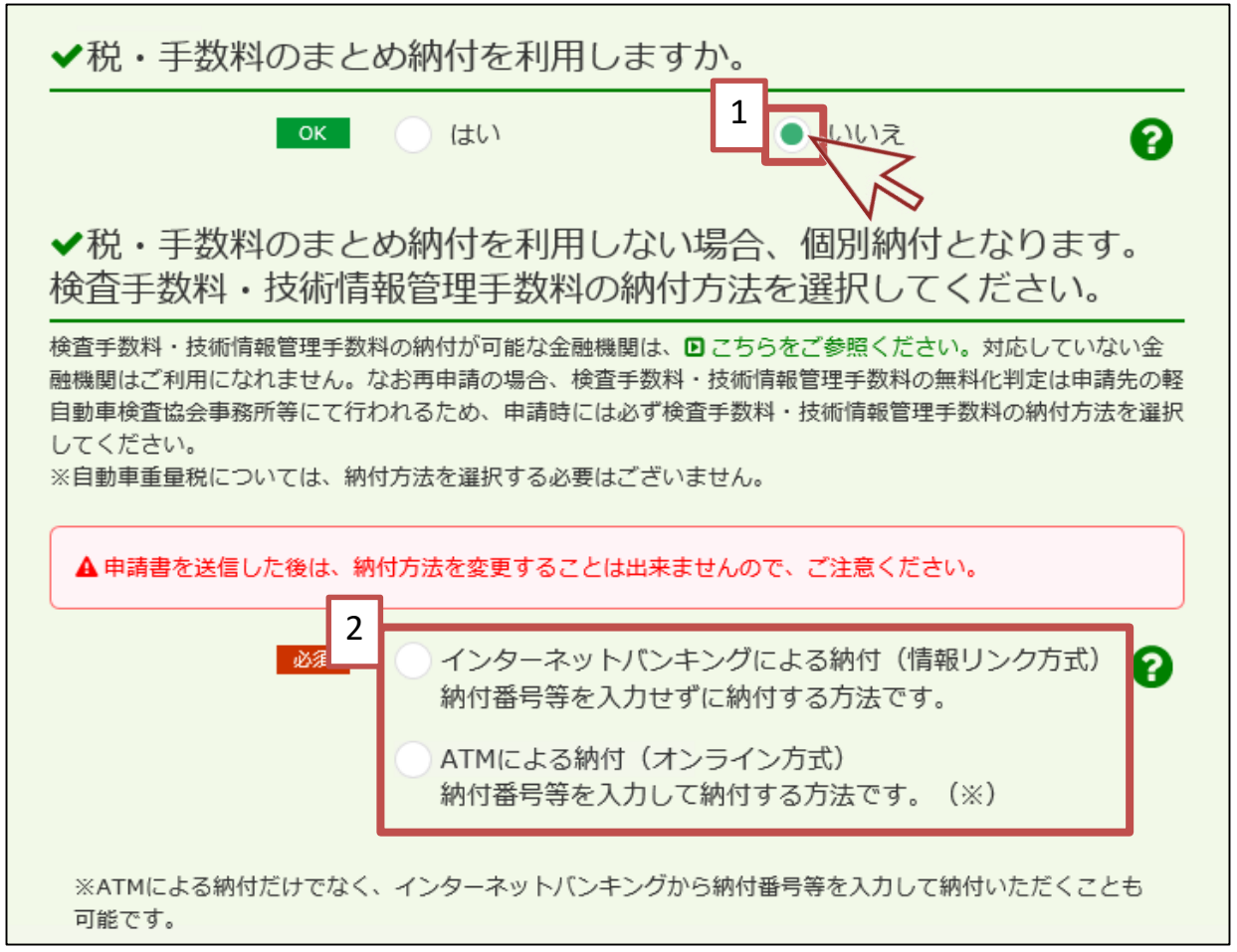

＊**自動車重量税**は、**納付方法の選択が不要**となります。

5.申請データの入力

②-B：まとめ納付を利用する場合
⇒赤枠[1]の「はい」にチェックを入れます。
赤枠[2]をクリックし、「まとめ納付管理ファイル_軽自動車OSS用」を選択します。
＊『まとめ納付管理ファイル』に関する詳細は、『【画面申請】まとめ納付管理ファイルの取得手順』をご参照ください。

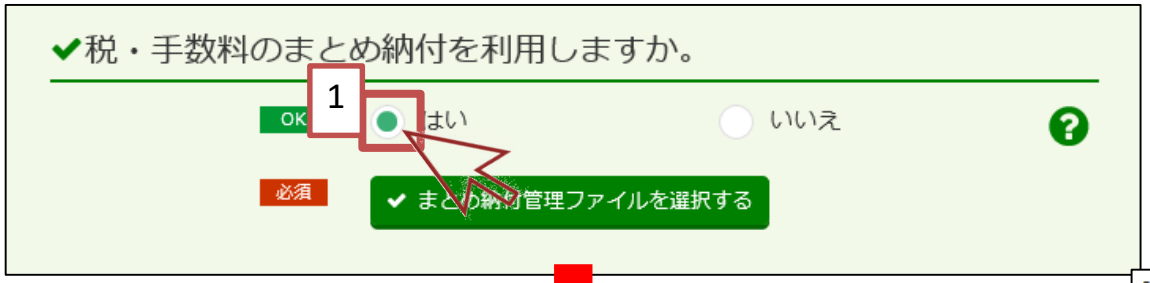

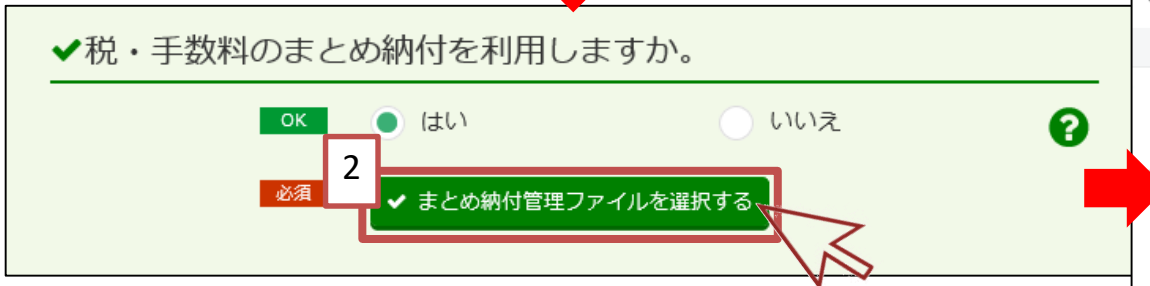

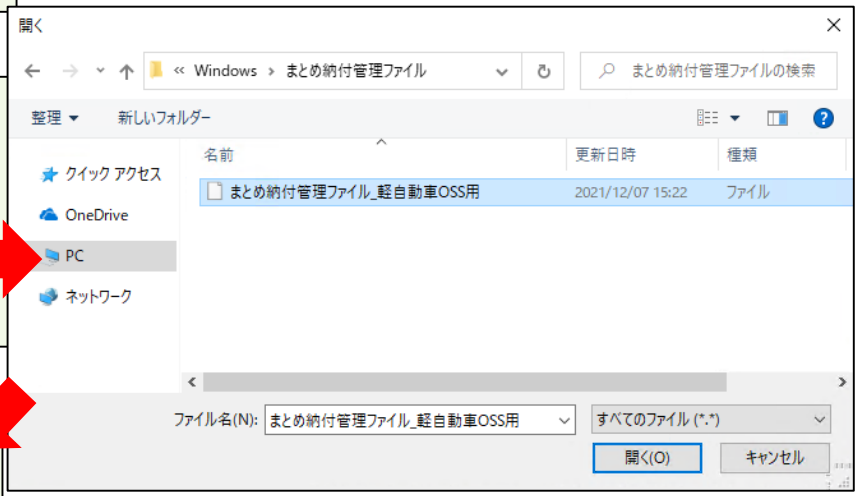

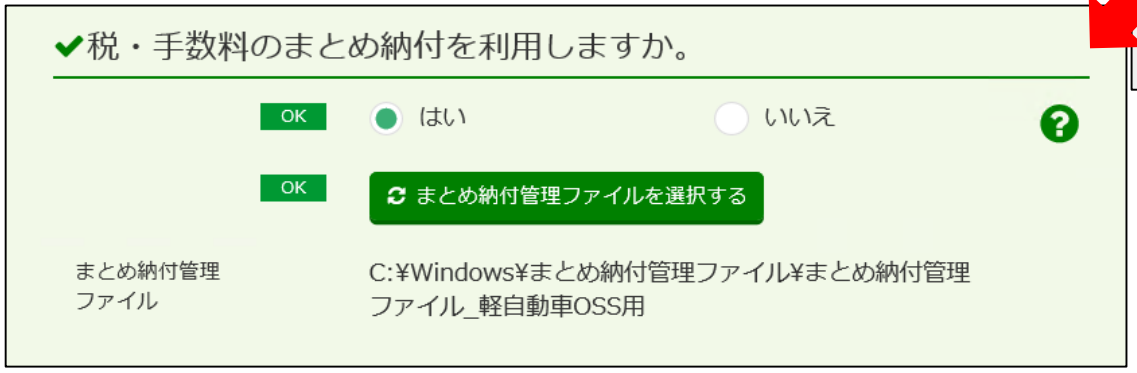

5.申請データの入力

③　：車検証情報取込みファイルを利用する場合
⇒赤枠[1]の**「はい」にチェック**を入れます。
赤枠[2]をクリックし、**「車検証情報取込みファイル」を選択**します。
＊『車検証情報取込みファイル』に関する詳細は、国土交通省電子車検証特設サイト（https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp）をご参照ください。

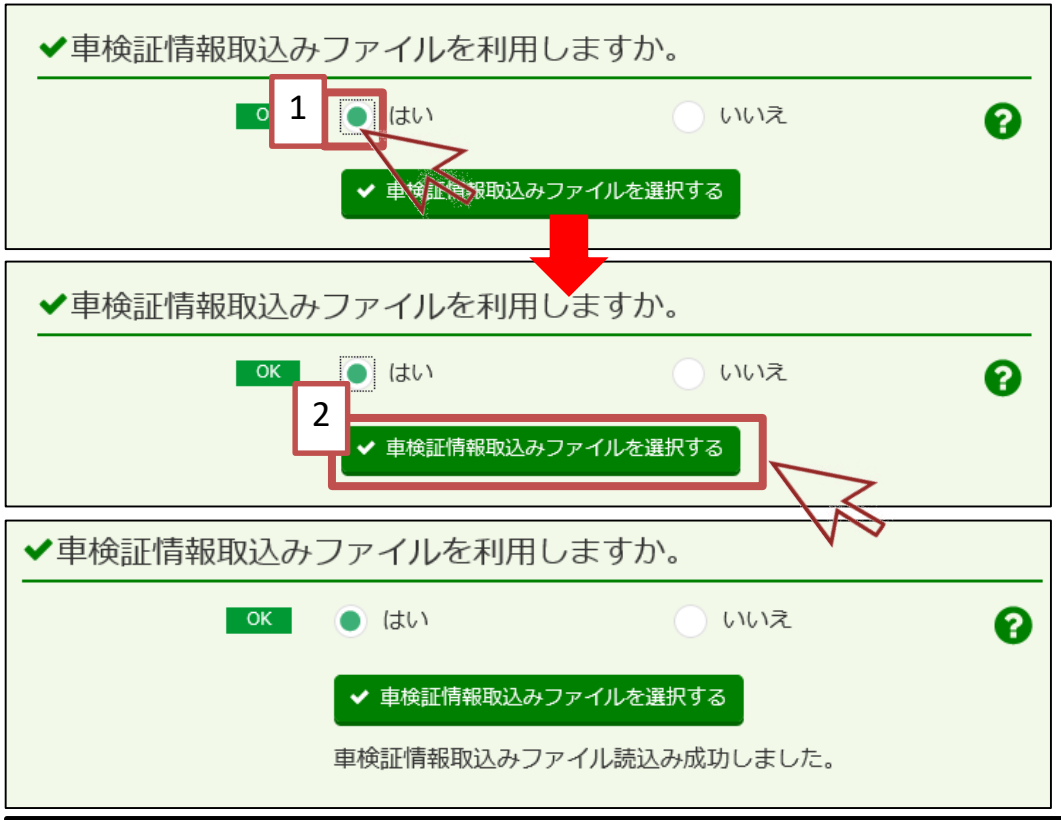

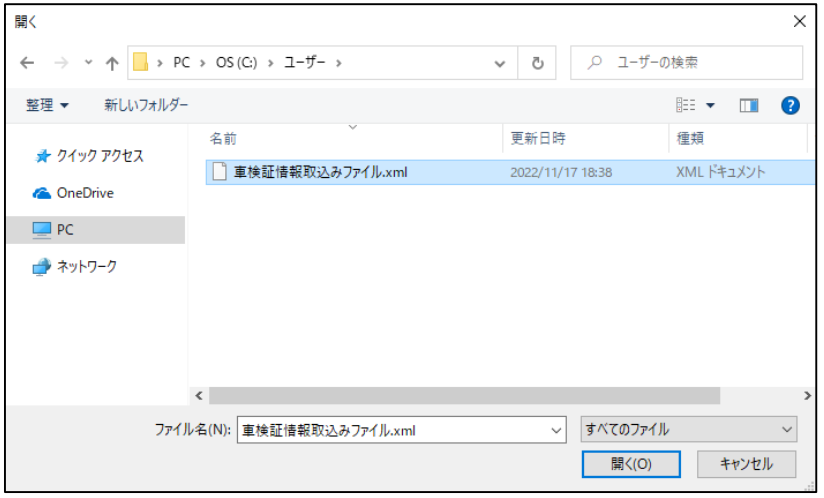

補足：

車検証情報取込みファイルを読込むと、「車両番号」「車台番号」「電子車検証管理番号」が自動的に設定されます。
ファイルを読込む際、**自動的に設定される項目のいずれかが、すでに入力されていると、ファイルの読込みは行えません**のでご注意ください。

5.申請データの入力

④　使用する電子証明書を選択し、証明書を読み込みます。

5.申請データの入力

軽自動車の「使用者」が個人の場合（マイナンバーカードに格納される署名用電子証明書を使用する場合）

④-1　マイナンバーカードをICカードリーダにセットし、赤枠[1]の「ICカード」にチェックを入れます。

④-2　「証明書を読込む」ボタンをクリックします。

④-3　読込みの際にパスワードの入力を求められるので、電子証明書のパスワードを赤枠[2]に入力し、【OK】ボタンをクリックします。

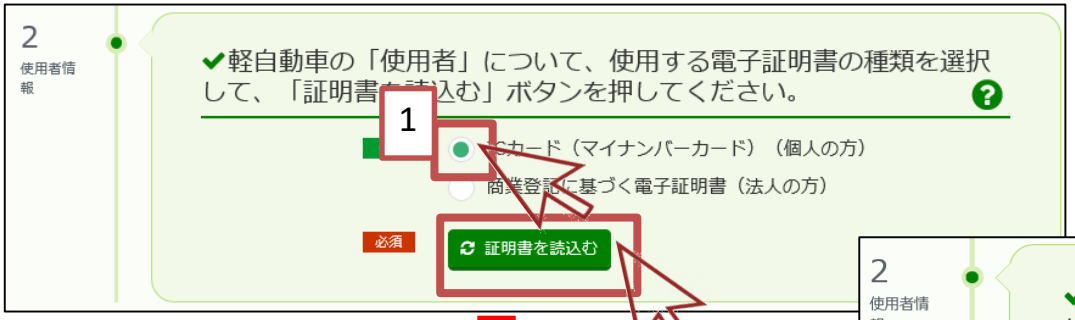

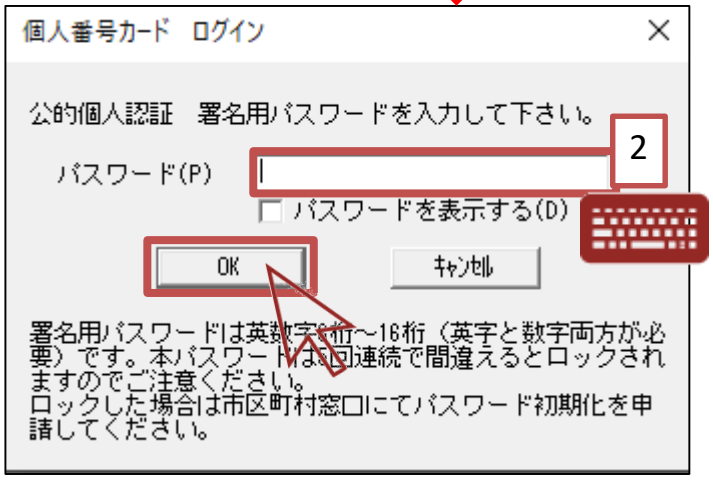

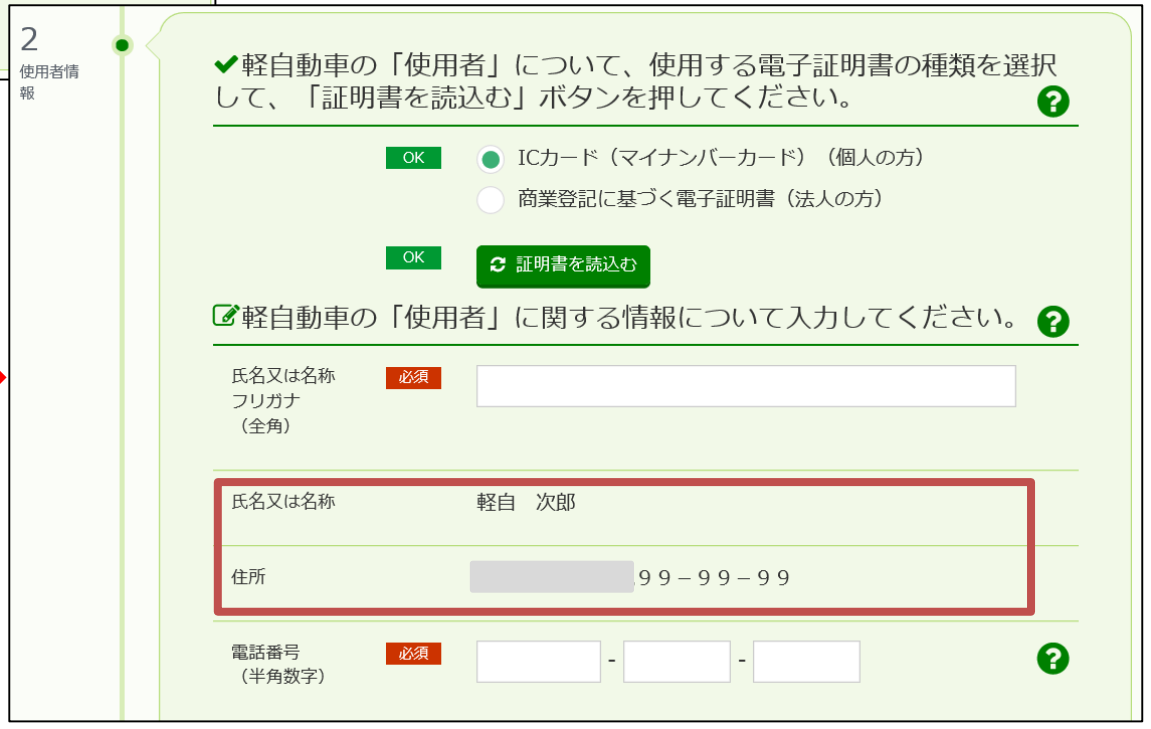

5.申請データの入力

軽自動車の「使用者」が法人の場合（商業登記に基づく電子証明書を使用する場合）

④-1　赤枠[1]の「商業登記に基づく電子証明書」にチェックを入れます。

④-2　「証明書を読込む」ボタンをクリックし、申請者の電子証明書ファイルを選択した後、電子証明書を読み込みます。

④-3　読込みの際にパスワードの入力を求められるので、電子証明書のパスワードを赤枠[2]に入力し、【OK】ボタンをクリックします。

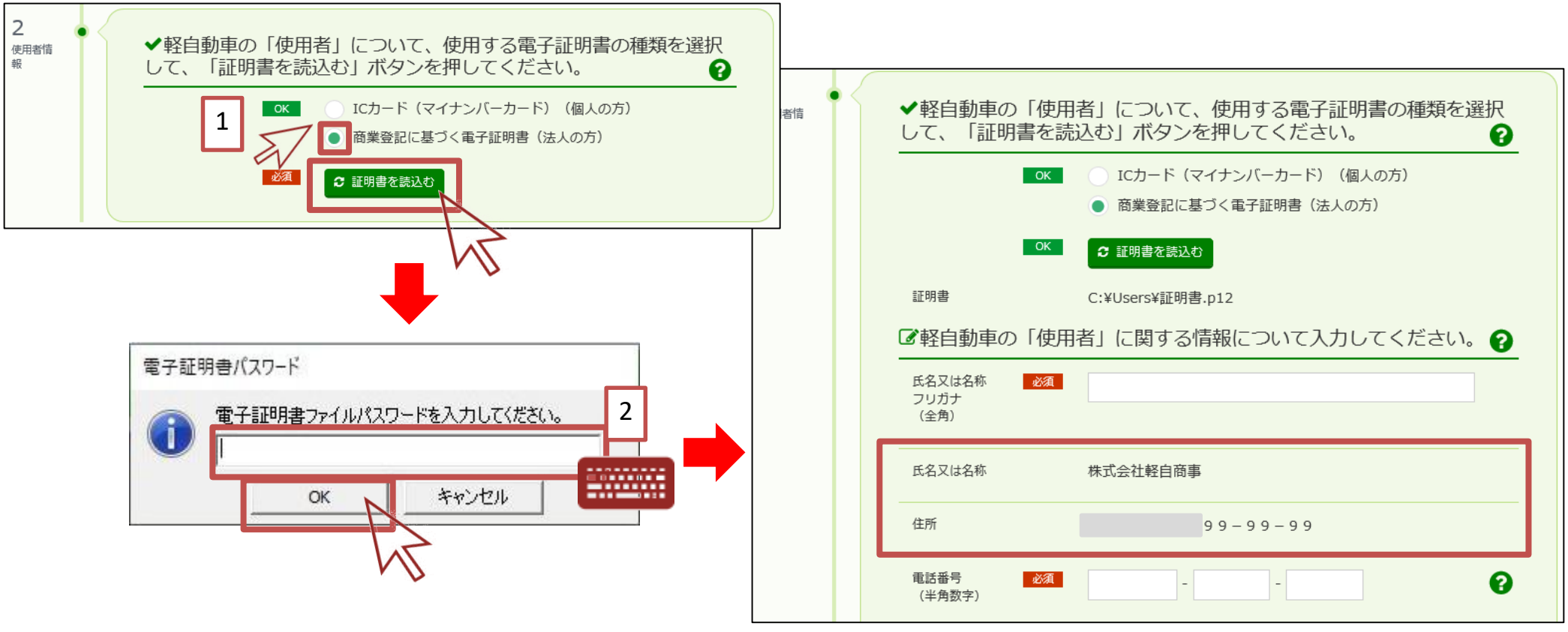

5.申請データの入力

注意事項：

マイナンバーカードを読込んだ結果、「氏名又は名称」、「住所」に申請で使用できない文字（「彁」などJIS補助漢字）が含まれていた場合、以下のメッセージが表示されますので、代替となる文字を入力してください。

氏名又は名称 （全角）	NG	草彁　次郎 ⚠読み込んだ署名用電子証明書の「氏名」に、JIS補助漢字が含まれています。 ※2文字目（彁） 含まれているJIS補助漢字は、低水準文字の範囲内で同等の文字に置き換えて入力してください。ただし、審査の結果、読み込んだ署名用電子証明書の「氏名」と比較して同一と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合があります。 置き換える同等の文字がない場合は、すべてカタカナで入力してください。

住所 （全角）	NG	彁東京都〇〇区〇〇９９丁目９９－９９ ⚠読み込んだ署名用電子証明書の「住所」に、JIS補助漢字が含まれています。 ※1文字目（彁） 含まれているJIS補助漢字は、低水準文字の範囲内で同等の文字に置き換えて入力してください。ただし、審査の結果、読み込んだ署名用電子証明書の「住所」と比較して同一と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合があります。 置き換える同等の文字がない場合は、すべてカタカナで入力してください。

5.申請データの入力

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

⑤　使用者情報を入力します。
⑥　「次へ」ボタンをクリックします。

5.申請データの入力

⑦　『継続検査　申請する軽自動車や申請先に関する入力』画面にて、申請内容に応じた値を入力または選択します。
⑧　「次へ」ボタンをクリックします。

6.申請データの確認

① 『継続検査　申請条件および申請者等に関する確認』画面にて、入力内容の確認を行います。入力内容に間違いがなければ、画面下部の確認欄をチェックのうえ、「次へ」ボタンをクリックします。

項番	項目	説明
1	修正	入力した内容に間違いがあり、修正を必要とする場合、「修正」ボタンをクリックしてください。『継続検査　申請条件および申請者等に関する入力』画面が表示されます。

6.申請データの確認

② 『継続検査　申請する軽自動車や申請先に関する確認』画面にて、入力内容の確認を行います。入力内容に間違いがなければ、画面下部の確認欄をチェックのうえ、「次へ」ボタンをクリックします。

項番	項目	説明
1	修正	入力した内容に間違いがあり、修正を必要とする場合、「修正」ボタンをクリックしてください。『継続検査　申請する軽自動車や申請先に関する入力』画面が表示されます。

7.電子署名付与・送信

① 『継続検査　電子署名付与・送信』画面にて、「電子署名と送信」ボタンをクリックします。

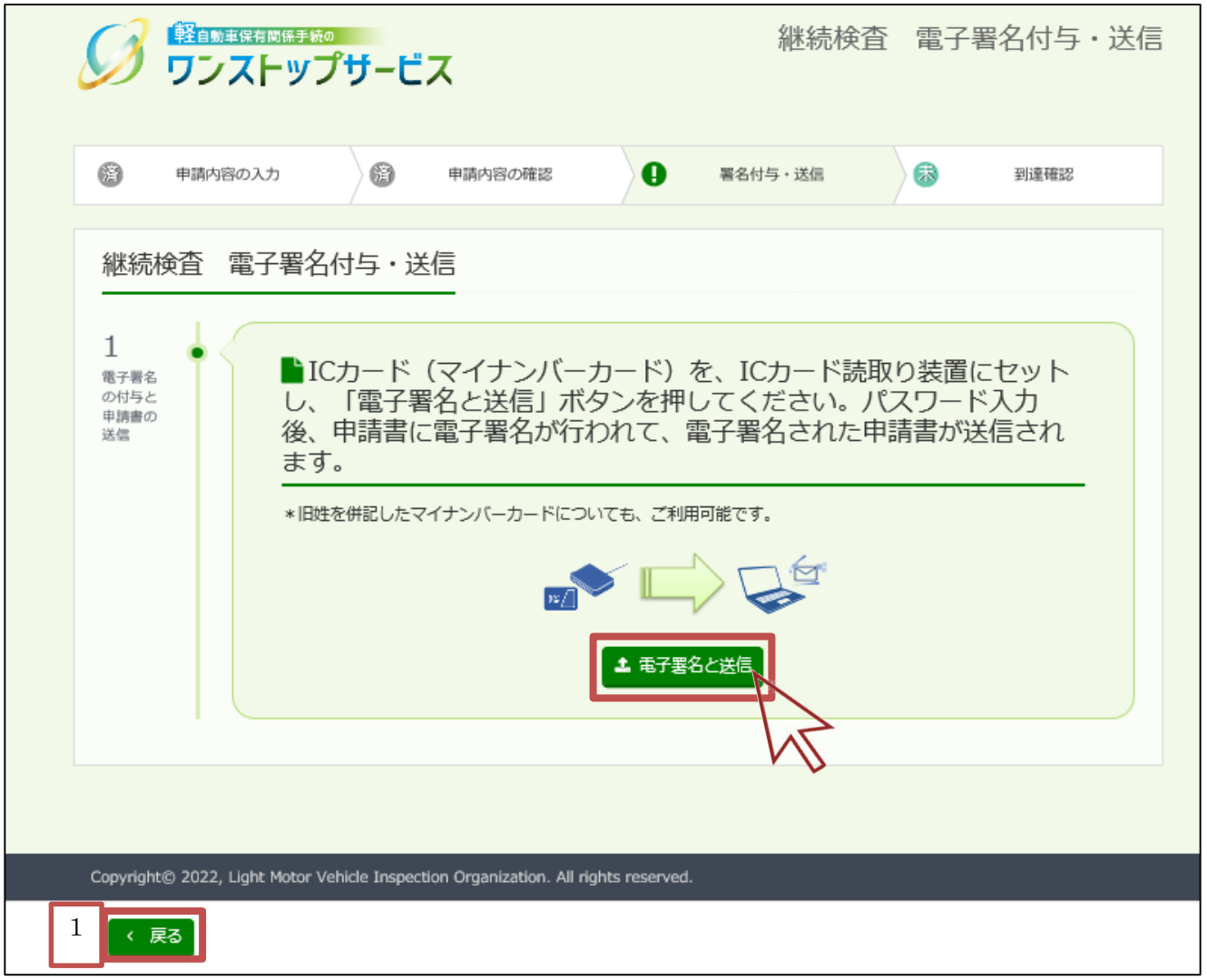

項番	項目	説明
1	戻る	『継続検査　申請する軽自動車や申請先に関する確認』画面に戻る場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。

7.電子署名付与・送信

② 表示された電子署名の確認ダイアログの内容を確認し、【OK】ボタンをクリックします。

7.電子署名付与・送信

③　電子証明書ファイルのパスワードを入力し、【OK】ボタンをクリックします。

個人の場合

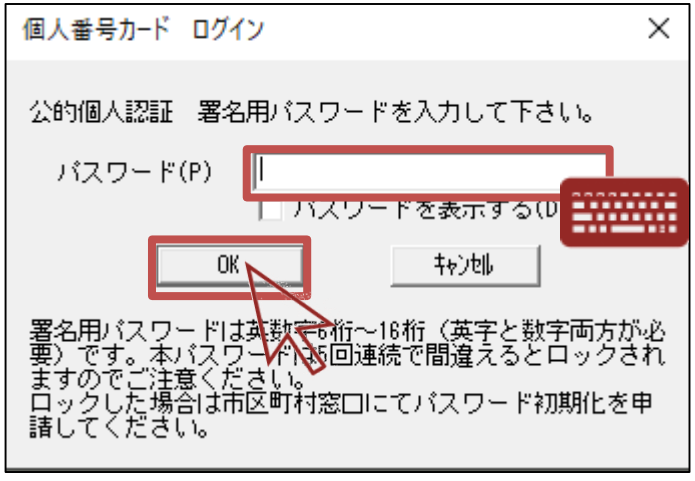

法人の場合

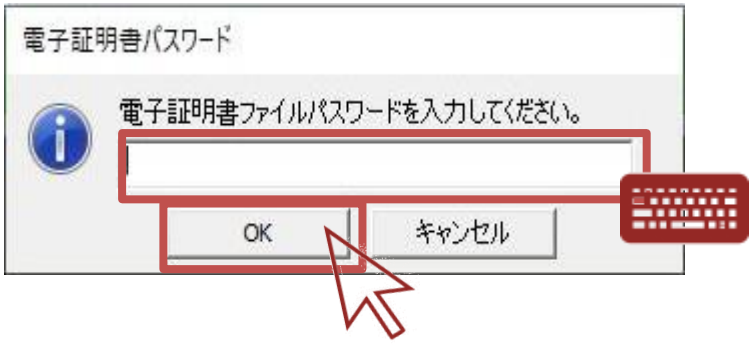

7.電子署名付与・送信

④　「到達番号」を控え、チェックボックスにチェックのうえ、「終了」ボタンをクリックします。

項番	項目	説明
1	状況照会	申請状況を確認する場合は、左下の「状況照会」ボタンをクリックしてください。 「状況照会」に関する詳細は、『【画面申請】申請状況照会の操作手順』をご参照ください。